

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、
生活資金でお悩みの皆様へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

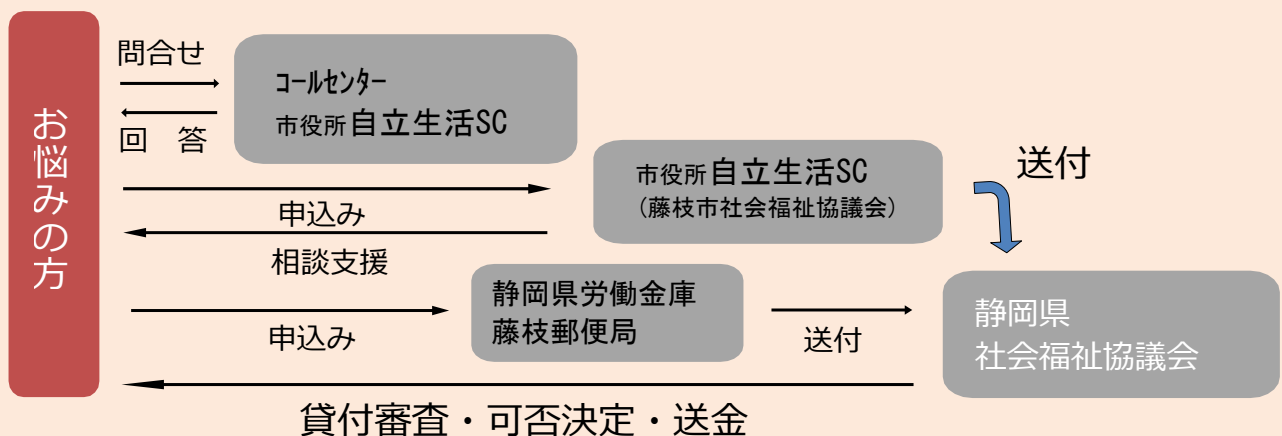
藤枝市社会福祉協議会、静岡県社会福祉協議会では、低所得世帯等
に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付
制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の
対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金で
お悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特
例貸付を実施しています。

特例貸付の内容は裏面となります。手続きにつきましては感染予防
に配慮し、最初は電話等により受付をしたいと思っております。

貸付手続きの流れ

労働金庫、郵便局で申込みができるのは緊急小口資金のみです。



お問い合わせ先

- ◎個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター
☎ 0120-46-1999 (9:00~21:00土日祝日含む)
- ◎藤枝市社会福祉協議会(藤枝市役所自立生活サポートセンター内)
☎ 054-643-3161 (8:30~17:00平日のみ)
- ◎ろうきん緊急小口資金取次担当
☎ 054-205-7763 (9:00~17:00平日のみ)
- ◎藤枝郵便局窓口営業部
☎ 0120-426123 (9:00~16:00平日のみ)

下線は従来の要件を緩和したもの。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ 10万円以内
(学校等の休業等の特例20万円以内)

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

藤枝市社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ (2人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

藤枝市社会福祉協議会

※申請にあたっては、県社会福祉協議会HP(<http://www.shizuoka-wel.jp>)の記入例を参照して下さい。